

平成 30 年 度
(平成29年度分評価)

教育に関する事務の管理 及び
執行の状況の点検及び 評価報告書

平成 30 年 12 月

丸森町教育委員会

目 次

1	はじめに	1	頁
2	点検及び評価の対象	2	頁
3	学識経験者の知見	2	頁
4	点検及び評価の結果		
	(1) 学校教育課関係	3~9	頁
	(2) 生涯学習課関係	10~15	頁
5	学識経験者の意見書	16~33	頁

1 はじめに

平成 19 年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は、毎年その権限に属する「事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書」を議会に提出するとともに公表し、また、点検及び評価には「教育に関する学識経験者の知見を活用する」こととされた。

丸森町教育委員会は、法の趣旨に則り、教育行政の効果等について町民に対し説明責任を果たして行くため、平成 20 年度事業から点検評価を実施している。

今回対象とする平成 29 年度の事業については、町が行っている事務事業評価とも整合させて点検評価を行った。

〔参 考〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の対象

評価対象とする平成 29 年度分事務事業は、次に掲げる、学校教育課関係の 9 項目、生涯学習課関係の 10 項目とした。

(1) 学校教育課関係

町の学校教育目標の具現

特別支援教育事業

要保護及び準要保護児童生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励費事業

児童生徒指導問題対策事業

外国語指導事業

通学対策事業

学び支援コーディネーター等配置事業

幼保小中連携事業

学校給食センター運営事業

(2) 生涯学習課関係

生涯学習振興事業

家庭教育事業

少年教育事業

青年教育事業

成人教育事業

女性教育事業

高齢者教育事業

社会体育事業

芸術文化事業

文化財保護活用事業

3 学識経験者の知見

教育委員会事務局の内部評価に対する客観的評価は、教育に関する学識経験を有する次の方々をお願いした。

元 丸森町代表監査委員

元 丸森町教育委員会教育長 齋藤良治氏

元 丸森町教育委員会生涯学習課課長補佐

現 丸森町文化財保護委員 鈴木悦郎氏

4 点検及び評価の結果

(1) 学校教育課関係

町の学校教育目標の具現

学校は、集団活動の中で子どもの能力を伸長させ、人格を陶冶し、基礎基本を習得する「人間としての可能性の拡大を図る」ために組織的かつ体系的に教育を行う場であり、生涯学習社会の中にあって学校教育には「生涯学習の基礎を形成する役割」が課されている。

現代は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われているが、近年は知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会の変化が人間の予測を超えて進展するようになってきている。

このような急激な社会的変化が進む中で、子どもが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められている。

そのためには、地域の資源を活用し地域全体で子どもの学びや育ちを支えたり、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性を実感し理解する機会を設け、児童生徒の豊かな心や人間性を育てていくことが重要である。

本町では、平成 27 年度に教育施策の基本方針としての「丸森町教育大綱」を策定している。その中には、これからの時代を担う子どもたちが、豊かな心や人間性を育てていくため教育行政が対応すべき「四つの基本方針」が掲げられており、この基本方針に基づいて事業を推進していく。

確かな学力を育成するうえで、自主学習の習慣化を図り、学習意欲を高めるとともに課題解決能力を向上させるため、「丸森子ども学び塾」「夏期学習会」「放課後学習支援」など学校での授業以外の学習支援を行っている。

また、児童生徒間で切磋琢磨し合う姿勢や、より高い目標に向かうよう努力させる工夫も必要であり、そのためには、教師の指導力の育成も重要と考える。

情報化への対応として、タブレット P C などの I C T を活用する環境整備を進めるとともに、情報技術を手段として活用できる能力を育成することが重要と考える。

外国語教育への対応として、外国語指導助手（ALT）を配置しているが、その活用方法を検討し更に英語力を向上させるため、今後も継続して行う。

また、社会性や道徳心を培い豊かな心と感性を育てることは、いつの時代にも求められる価値であり、このことは学校教育だけでなく家庭教育、社会教育と相まって形成されるものである。学校教育と家庭学習の充実を図り、豊かな人間性の育成と学力の向上と共に、学校・家庭・地域社会が連携し子どもの充実した生

活の確保と活性化を図ることで、いじめや不登校のない学校づくりを進めていくことが重要である。

本町では、過疎化、少子化による学校の小規模化が進んでいるが、学校規模にかかわらず教育の質の維持と学力の向上は必要であり、状況を注視し学校経営をさらに工夫することで、児童生徒にとって良好な教育環境が確保できるよう対応していく。また、それぞれの学校の実情やメリット、デメリットを十分に把握し、それに対応する教授組織の見直しや他校との交流学习など幅広い教育活動の展開をさらに進めていく。さらに、本町の小学校では小学校8校のうち5校に複式学級があり、今後もさらに児童数が減少していくことが見込まれている。これからの小学校の教育活動や学校運営に関する諸問題を調査するため、丸森町立小学校のあり方検討委員会を立ち上げ、本町における望ましい小学校のあり方について検討していく。

今後も、児童生徒が充実した学業への取り組みや学校生活を送れるよう、教育環境を整えていく。

原発事故による学校敷地内の除染は終了したが、子どもたちの安全安心のため放射線量測定は今年度も実施し教育環境の整備に努めた。今後も継続して実施していく。

特別支援教育事業

特別な支援が必要な児童生徒に対し、個人の特性に応じたきめ細かい支援を行うため、丸森小学校に1名、大内小学校に1名、小斎小学校に1名、館矢間小学校に1名、大張小学校に1名、丸森中学校に2名、計7名の教員補助者を配置し特別支援教育の充実に努めた。

また、教員補助者の旅費等を確保し、校外学習や遠足等における引率教員への支援の範囲拡大を図っている。

特別支援教育の推進については、平成19年度から法的に位置づけられ、保護者の意識も高まってきているが、小学校入学時に実態が把握できないまま普通学級に入学し、途中で特別支援学級への移行を判断しなければならないケースや保護者の理解を得ることが難しいケース等もあるので、今後は、幼保小中の連携を図り、早期から対象となる子どもの実態把握と情報共有の体制づくりを強化する。障害児の就学については、保護者との相談会等を行うことにより障害児の状況について情報を共有し、「丸森町障害児就学指導審議会」で適切な就学先の検討を行う。

また、近年は障害も多岐に分類され、障害児のニーズに応じた支援を行うため、担任教師の指導力育成の研修に努めるとともに、教員補助者等の人的支援も継続しきめ細かな対応を行う。

要保護及び準要保護児童生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励費事業

教育の機会均等の趣旨により、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保

護者に対し、学用品、通学用品、修学旅行費、学校給食費等に対する援助を行い、対象となる児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図った。

また、特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対しても、同様の援助を行った。

平成 29 年度の要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費の実績は、支給対象者数 69 名（児童 35 名・生徒 34 名）で、支給総額は 5,547,269 円（児童 2,136,949 円・生徒 3,410,320 円）であった。

特別支援教育就学奨励費の平成 29 年度の実績は、支給対象者数 14 名（児童 11 名・生徒 3 名）で、支給総額は 539,191 円（児童 354,717 円・生徒 184,474 円）であった。

この援助は、貢献度も高く法的に定められていることから、今後も継続して行う。

児童生徒指導問題対策事業

児童生徒の健全育成と良好な学習環境整備のため、教育委員会事務局に在学青少年教育相談員 1 名を配置している。また、県から派遣していただいているスクールカウンセラーを中学校に 1 名、小学校に 3 名（各小学校を訪問する）を配置、さらにスクールソーシャルワーカーを中学校に 1 名（小学校も要請により訪問する）を配置し、児童・生徒のカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言や相談を行うことで、生徒指導に関する諸問題の早期発見・解決に努めた。

在学青少年教育相談員は、毎月 1 回各小中学校を訪問し、いじめや不登校などの状況把握と児童生徒指導について助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を担い児童生徒の指導の体制整備に貢献している。

スクールカウンセラーは、生徒だけでなく「教職員のカウンセリング」や「保護者との相談活動」等にも対応しているが、その派遣回数に限られているので、学校内でのチーム支援や組織的なカウンセリング機能をより充実させるなど全職員で問題を共有し対応していく。

スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校など児童生徒の悩みや抱えている問題を解決するため、本人と面談を行ったり家庭や学校に働きかけ、心のケアや問題行動の未然防止に努めている。また、問題の早期対応を図るため、在学青少年教育相談員と連携を図っている。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策を推進するため、生徒指導主任教諭・保護者・警察等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、防止対応の方法等を検討した。なお、平成 29 年度では重大事案の発生はなかったため「いじめ問題専門委員会」は開催しなかった。

また、大河原教育事務所管内の学校不適応児童生徒の学校復帰を支援する「適応指導教室（けやき教室）」が白石市に設置されており、管内市町の負担金で運営しているが、平成 29 年度中の本町からの利用者はなかった。

外国語指導事業

児童生徒の国際化社会への順応の一環として、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成、国際理解に関する教育のため、各小中学校における外国語の指導体制と教育内容の充実を図った。

平成 23 年度からの「学習指導要領（小学 5・6 年生の外国語活動必修、中学生の外国語授業時間数の増加）」に対応するため、平成 21 年度から外国人指導助手（ALT）2 名体制で臨んでいる。

学校訪問回数は小学校で年間 294 回、中学校では 317 回となっており、1 学級あたりの授業数は小学校で平均 45 回、中学校で平均 51 回実施することができ、「実践的なコミュニケーション活動」や「外国の言語や文化についての理解を深めること」ができたと考えている。

さらに平成 29 年度においても、英語に慣れ親しむことを目的に、小学 5・6 年生を対象に外国語指導助手と英語だけでゲームやクッキング、寸劇などを行う「イングリッシュキャンプ事業」を実施した。参加者は 21 名であった。

また、学習指導要領が改訂され、平成 32 年度から小学校 3・4 年生の外国語活動の必修化、5・6 年生の外国語が教科化されることから、小学校教員にも外国語の指導力向上のための研修会等への参加により、さらに充実した指導ができる体制づくりに努める。

通学対策事業

通学負担の軽減を図り通学距離に対する不公平を是正するため、スクールバスの運行及び通学費の補助を行い、保護者の負担軽減を図っている。

本町は、学区の範囲が広く徒歩や自転車による通学が難しい児童生徒も多数おり、その対策として、公共的交通機関を利用できる児童生徒の保護者には通学費の補助を行っている。また、本町には公共的交通機関がほとんど無いことから、遠距離通学者にはスクールバスを運行している。

平成 29 度の実績は、小学校の通学費補助として定期券購入代が 905,600 円（対象児童 24 名）、通学補助金として 107,000 円（対象児童 9 名）、中学校の通学補助金は 45,000 円（対象生徒 3 名）となっている。

スクールバス利用者数は、丸森小学校の羽出庭線、欠入線の 2 路線で計 27 名（丸森中学校通学者 15 名含む）、大内小学校の青葉黒佐野線、伊手線の 2 路線で計 27 名となっている。また、中学校では、金山線、筆甫川平線、大内 4 路線、小斎線、大張線、耕野線の計 9 路線 127 名で、全生徒数の 42.8% がスクールバスを利用していることになる。

なお、この事業は、小学校の分校統合、中学校の再編に伴う遠距離通学者及びその保護者の通学負担軽減を目的に実施している必要な事業であり、費用対効果を期待するものではなく、今後も児童生徒数の推移を把握し、また、学校との連携を密にして、適切な運営を行っていく。

平成 29 年度は全スクールバスにドライブレコーダーを設置するとともに、新

たに策定した「丸森町スクールバス運行管理マニュアル」をスクールバス運行委託業者に配付し、児童生徒の安全を第一に災害発生時の対応や安全運転の励行を指導している。

学び支援コーディネーター等配置事業

児童生徒の学力向上のための課外学習として、丸森子ども学び塾、放課後学習支援、夏期学習会の学習支援事業を行うため、教育委員会事務局に企画・調整・運営担当のコーディネーター（元教員）を配置し、平成 25 年度から実施している。

各学習会においては、元教員や地域住民を学び相談員として委嘱し、また、中学校の夏期学習会には、生徒の自学自習の支援及び学習習慣の確立と学力向上を目的に、宮城教育大学等の学生の協力を得て実施した。

丸森子ども学び塾は、全小学校 5・6 年生を対象に土曜日の午前で開催し、年 35 回の開催で、申込児童 21 名、延べ 380 名の参加があったが、平成 28 年度は申込児童が 45 名、延べ 788 名の参加であったことから、平成 29 年度は大幅に減少した。

夏休み期間中に開催した夏期学習会では、中学校は 3 日間の開催で延べ 382 名が参加した。丸森小学校は 3 日間の開催で延べ 404 名の参加、金山小学校は 3 日間で延べ 25 名の参加、筆甫小学校は 5 日間で延べ 45 名の参加、大内小学校は 4 日間で延べ 253 名の参加、小斎小学校は 3 日間で 89 名の参加、館矢間小学校は 2 日間で 130 名の参加、大張小学校は 8 日間で延べ 51 名の参加、耕野小学校は 7 日間で延べ 53 名の参加があった。また、丸森子ども学び塾の参加者を対象に 4 日間開催したが、平日に役場を会場としたため移動手段がなかったせいか延べ 9 名の参加にとどまった。

中学校では、平成 28 年度より開催日数が 1 日少なく、延べ参加人数は 215 名減少した。

参加児童生徒に実施したアンケートでは、「集中して勉強できた。」「来年も参加したい。」との回答が多く、児童生徒の学習意欲の向上を図るため今後も継続していく。

放課後学習会は、丸森、金山、耕野小学校の 3 校で実施した。丸森小学校は 180 日間開催で延べ 2,844 名の参加。金山小学校は 146 日間開催で延べ 2,682 名の参加。耕野小学校は 163 日間開催で延べ 1,286 名の参加であった。

丸森小学校は開催日数、延べ参加児童数とも増加したが、金山小学校は開催日数、延べ参加児童数とも減少、耕野小学校は 1 日開催日数が増加したものの延べ参加児童数は大幅に減少した。ただし、耕野小学校の減少は在籍児童数の減少が要因と考える。

学び支援コーディネーター等配置事業の効果として、運営面では、専門知識を持ったコーディネーターを配置したことで効果的な企画運営ができた。学習

面では、解けない問題が解けるようになり、家庭において自分から学習する習慣が身に付いてきたと認められる児童生徒が増えた。今後、継続して実施することにより学力向上につながっていくと考える。

また、丸森子ども学び塾においては、国語・算数の教科学習以外に、科学実験、外国人指導助手による英語学習、町内史跡めぐり等の体験活動を取り入れることで、学習に取り組む意欲の向上を図っている。

ただし、丸森子ども学び塾の開催場所は、丸森町役場内1か所だけのため、丸森地区と館矢間地区の児童とで全体の約8割を占め、他地区児童が少ない状況であった（筆甫、小斎、大張、耕野地区からの参加児童なし）。また、丸森子ども学び塾は5月から3月まで35回実施しているが、平成28年度同様夏休み明け以降に出席率が下がる傾向がみられた。

これらの学習会の参加人数や開催会場を増やすためには、学習支援のためもっと多くの相談員が必要となるが、人材確保が課題である。町の広報紙やホームページでの募集や、人脈を頼りに探しているが、支援する時間が中途半端なこともあり、厳しい状況である。

中学校での学習会は、夏期学習会だけの開催であり、また実施期間も短いことから、冬期、春期の開催及び夏期開催の日数について、学校側の体制、学校行事や部活動との調整を要するが、できるだけ多い日数で開催できるよう今後も検討していきたい。

学習会は、児童生徒の自発的な参加であり、参加者数を増やすためには、個人の学習に対する意欲、意識付けも必要なので、対応を検討し、参加児童生徒数の増加を図っていきたい。

なお、この事業は、宮城県の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」による補助を活用して実施しているが、平成32年度でこの補助事業は終了する予定である。しかし、この事業は児童生徒の学力向上のための取り組みであり、補助事業が終了しても町独自の事業として継続実施していきたい。

幼保小中連携事業

子供達の進学時における新しい学習や生活などの環境変化に対し、スムーズに移行できるよう、各関係機関の連携を図るため、懇話会の開催、各学校等の情報収集及び連絡調整等を担当する幼保小中連携専門員を配置した。

懇話会については、宮城教育大学副学長を助言者とし、町内小中学校長、町保育所長、たんぼぼこども園長、各小中学校PTA代表者、学識経験者を構成メンバーとして、3回実施した。各学校等における状況や取り組みなどを話題として話し合い、それぞれ現状の把握や共通の理解を図ることができた。

今後は、学校等における連携体制の整備や取り組みの実施を踏まえ、児童生徒の状況の変化への対応や、町内全体としての方策などを継続して話し合う必要があると考える。

また、各学校等の現況、取り組み状況及び懇話会での検討内容や方策について、職員、保護者、各関係者など広く周知し、全体で対応していくことも必要である。

学校給食センター運営事業

町内の小学校 8 校と中学校 1 校に昼食を調理し提供した。平成 29 年度の実績は、調理稼働日数が 191 日、提供食数は 174,360 食（1 日平均約 912 食）であった。

給食センターの業務のうち、調理業務と配送及び設備の保守点検は民間に委託し、それ以外は直営で対応している。

施設管理面では、ボイラーの更新やプレハブ冷蔵庫、フードスライサーの購入等を行い、施設の環境改善に努めた。

施設は、昭和 52 年度に建築(53 年度供用開始)されたもので、耐用年数を過ぎ全体的に老朽化が進んでいるが、調理機器等については、更新・修繕の年度計画を立て、センター業務が停止することのないよう運営している。

なお、当施設の調理室は「湿式」であるが、近年は、衛生的に優れた「乾式」への移行が謳われているので、極力、床を濡らさない乾式に準じた運用を行うことで、衛生面にも充分配慮している。

食物アレルギー対策については、平成 27 年度に一部改正した「丸森町学校給食 食物アレルギー対応の手引き」を全小中学校に配付し、児童生徒のアレルギー対応にあたっている。

また、原発事故以来、食材及び調理した給食の放射能検査を継続して実施し、その測定結果をホームページで毎日公表しており、安全安心な給食の提供に努めている。

(2)生涯学習課関係

生涯学習振興事業

生涯学習の推進拠点となるまちづくりセンターの指定管理も3期目となり、他地区の良い事業などを取り入れ様々な事業が展開され、住民にとってまちづくりセンターがより身近な施設となってきている。その一方で、事業の固定化もみられ、地域の課題を捉えて解決に向けて活動する拠点までには至っていない所が多い。

町全体として生涯学習を推進するために、生涯学習重点目標を示すとともに、自治組織の各事業が丸森町生涯学習基本計画のどこに位置づけられるかを明確にして共通理解を図っており、地域の特徴を活かしながら進めている。

「生涯学習推進町民のつどい」では、小中学生の作文、館矢間小学校の学習活動、大内地区青年有志による「大内みらい屋」の活動を発表する機会の提供を行うとともに、町行政情報に関する資料の展示や地区生涯学習、自治組織の1年間の活動の成果を展示した。また、文化講演会については、日本語学者・金田一秀穂氏を講師に迎え、日本語の変遷などについて話していただいた。自治組織の活動を広く知ってもらう上で、各地区の活動発表や展示はとても大切な役割を担っている。つどいを午後からの開催にすることにより、前半部分の活動発表にも多くの人の参加を得ることができた。

行政区ごとに1名配置している生涯学習推進協力員は、住民自治組織による生涯学習事業推進に協力するほか、行政区内での講座・講習の開催など、各地域において生涯学習の推進の担い手として、町民の学習を支援した。自治組織の強力な応援隊になってもらうことが、生涯学習の推進に繋がることから協力員独自の研修を行い、生涯学習推進協力員の資質の向上に努めている。また、協力員としての役割の認識がまちまちであることから、協力員同士の意見交換の中から、協力員の役割を再認識してもらったほか、年度末に活動状況を報告してもらうことにより、自分の振り返りになるとともに、教育委員会と自治組織においても生涯学習推進協力員の活動実態を把握することができ、生涯学習推進協力員との連携に活かしている。

地域における多様な生涯学習活動を支援するための出前講座では、健康講話、ニュースポーツなどの学習に講師を派遣し、118回、3,354名が受講した。健康・ニュースポーツ・歴史文化・安全安心に関する講座が多かった。町民もその時々のお話などを捉えて、出前講座を利用するようになってきており、役場職員も土日や夜の講座でも積極的に受け入れ、この制度が定着してきていると感じられる。平成26年度に再整備した生活名人バンクの登録者を生涯学習指導者として、活用を図っていくことが必要である。

生涯学習情報紙「うぐいす」を毎月発行し、生涯学習を進めるうえで必要な情報の提供を行い、学習の支援に努めた。今後、更なる内容の充実を図っていく必要がある。

平成28・29年度で読書環境検討委員会を設置し、図書館の必要性なども含め、読書環境を地域、家庭、学校の中でどうあるべきか検討した。3月に検討結果報告書が出されたので、今後その提言を取り入れ事業に生かしていくことが必要である。

家庭教育事業

家庭教育事業については、家庭教育セミナーと各まちづくりセンターで開催している事業がある。また、地域学校協働活動推進事業を通して、単位PTAの家庭教育講演会等への支援を行ったほか、これまで行っていた読み聞かせボランティア養成講座に替えて、親向けの読み聞かせ講座を開催した。親向けの読み聞かせ講座については、参加者が少なかった。親の読み聞かせはとても大切なので、講座の開催方法等を検討する必要がある。

家庭教育セミナーは、教育委員会とPTA連合会及び子ども会育成会の共催で、子育て世代に貴重な情報を提供し、子どもの健全育成のために貢献している。平成29年度は、福島県立医科大学看護学部の佐藤利憲氏に「子育てに役立つ行動学入門」と題して、子どもの考えを理解して良いところを「ほめる」、行動に対して具体的な言葉で伝えるなど、子どもとのより良い関わり方についての話してもらった。親として、何が必要なのかということをしっかり学ぶことができた。

単位PTAへの事業支援では、4校のPTAが子育ての講演会などに取り組んだ。

読み聞かせボランティアの活動の場の確保とともに、定期的、継続的に行うボランティアが少ないことから、養成講座は活動の場を明記したうえで実施するなど、その開催方法を検討していく必要がある。

各地区の事業では、母親交流会や世代間交流、親子活動などを通して、親の役割や自覚を育てることに取り組んでいる。

少年教育事業

少年教育事業としては、体験活動、ジュニアリーダーの育成、子ども会育成会活動支援、放課後子ども教室推進事業などがある。

ジュニアリーダーの育成については、初級研修として中学生を対象に行い6名が受講した。ジュニアリーダーは、かっこボランティアサークルに加入しボランティア活動を行っているほか、地区の子ども会育成会等の要請に応じて活動をしている。また、山の子キャンプ、ジュニアリーダー初級研修などで経験を積んでいる。

体験活動では、小学5・6年生を対象に山の子キャンプを8月に2泊3日で予定していたが台風の為中止となった。この体験活動は、インリーダー研修の役割も持ち、参加者が中学生になった時の、ジュニアリーダー研修の受講にもつながっていることから今回の中止は残念である。

これらの活動や単位子ども会活動を支えている組織が子ども会育成会である。主な事業は、関係事業の推進・協力、成人指導者研修会や仙南子ども会成人指導者研修会への派遣であり、少年教育の推進団体としての役割は大きい。が、地区ごとの活動は少なくなっている。

この様に、少年教育事業としては、人材育成、リーダー養成を中心に進めているが、チャレンジスクールなどの講座の充実も進める必要がある。

放課後子ども教室推進事業は、筆甫・大内・小斎・耕野の4か所で実施した。小学校の空き教室及びまちづくりセンターを活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの安全で安心な活動場所を設けている。

平成29年度、大内小学校の「うりぼうズ」は、放課後児童クラブと連携して長期休業期間も含めた月曜日から金曜日まで、年間202日、登録児童36名を対象に実施した。筆甫小学校の「筆っ子クラブ」は、登校日の午後4時～6時まで、年間185日、登録児童3名を対象に実施した。小斎小学校の「こめっ子クラブ」は登校日の午後3時～6時まで、年間184日、登録児童6名を対象に実施した。耕野小学校の「ころたけクラブ」は、登校日の午後4時～6時まで、年間172日、登録児童10名を対象に実施した。

青年教育事業

青年教育では、はたちの記念事業、仙南青年文化祭への参加を行った。

はたちの記念事業は、成人になったことを記念し新成人が自ら企画実施するもので、毎年、新成人から実行委員を募り、実施まで5回の実行委員会を開催した。記念事業として成人記念パーティーを開催し、88名の新成人が参加した。この活動をひとつのステップとし、新たな青年リーダーの養成に向け、指導を続けていくことが必要である。

仙南青年文化祭は柴田町を会場として行われ、丸森町からも青年が参加し、運営に、そして発表に取り組んだ。この青年たちが今後も活動していくよう支援する必要がある。各市町の教育委員会と青年とのつながりが薄くなる中、仙南青年文化祭の運営が難しくなっている。教育委員会として、効率ではなく、この事業が何のために必要なのか、どうすべきなのかを考えていく必要がある。

青年組織として平成25年度に立ち上がり、平成26年度には名称も「まるもり町青年団 Re:birth」となり、地域活動に取り組み始めているが、役員が急に交代し組織としてまだまだ弱いことから、支援をしていく必要がある。

成人教育事業

成人教育事業は、齋理蔵の講座のほかに、各まちづくりセンターで教養講座、ふるさと学習などが行われている。

「齋理蔵の講座」を東北大学大学院文学研究科と連携して、平成29年度は「ハイブリットな文化」を全体テーマとし、5回、受講者41名で実施した。

この講座は、普段聞くことのできない大学の教授等が講師となり、分かりやすくお話をしていただき満足度の高い講座となっている。

また、町内の人材を活用し「やさしいアクリル絵画入門」を8回講座で実施し、27名が参加した。来年度以降は、サークルを作り活動することになった。

まちづくりセンターにおける成人講座は、各地区事業の中核をなすものであり、地区民の要望を取り入れながら講座開設に努めている。要求課題のみならず、必要課題にも工夫を凝らした講座を開設することが今後の課題である。

女性教育事業

女性教育事業は、「着物レッスン」(20名)、「お料理教室」(25名)を実施した。また、各地区まちづくりセンターでは、地区の女性を対象にして、女性講座などが行われている。女性の団体である連合婦人会の活動を支援し、研修会の開催や研修会への派遣など女性教育の推進を図った。丸森町各種婦人団体連絡協議会については、加盟団体の脱退が相次ぎ、残念なことではあるが平成29年度で解散した。

女性に対する講座等は、各まちづくりセンターとも充実した取り組みが行われているが、参加者に年代的な偏りも見受けられ、若い世代にも受け入れられる講座の開設が必要である。

女性は、地域での活動の主役といってもよい活躍をしており、地域の学習活動の推進のために、今後とも女性教育支援を行っていく。

高齢者教育事業

高齢者教育事業は、はつらつ学園、高齢者のつどい、高齢者教室などが行われている。

各まちづくりセンターとも健康やふるさと学習を中心に充実した講座が行われ、参加者も多い。はつらつ学園には、69名の受講者があった。受講者が企画・受付等を行い、自主性を取り入れるとともに、高齢者が興味を持つ内容を選定し実施している。

高齢者対象の事業を行う場合、地域によってはまちづくりセンターまでの交通手段が乏しいため、思うように参加できない人もいる。町や地区全体で行うものと、行政区を基に行うものを組み合わせ、今後の講座等を運営する必要がある。

社会体育事業

社会体育事業は、スポーツ推進委員の配置、各種スポーツ大会の支援、丸森ウォークラリー大会の開催のほか、各まちづくりセンターにおけるスポーツ行事の開催、町体育協会、スポーツ少年団の支援などである。

スポーツ推進委員は、地域のスポーツの振興やニュースポーツの普及促進

のために、「ウォークラリー大会」にニュースポーツの体験紹介コーナーを設けたほか、会報の発行を行った。また、館矢間地区と連携し、ニュースポーツの体験・紹介を通して普及推進を図った。

主催又は共催した大会等として、子どもリレーカーニバル角田・丸森大会、スポーツ少年団野球大会、少年剣道錬成大会、スポーツ少年団団員交流のつどい、宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭管内大会がある。

丸森ウォークラリー大会は、不動尊公園周辺を会場として 149 組 582 名の参加者のもと行われた。本大会は、実行委員会を組織し、ジュニアリーダー、スポーツ推進委員、体育協会など多数のボランティアスタッフの協力のもと実施している。丸森の歴史文化と自然を満喫してもらう事業となっており、更に工夫を凝らし、参加者に喜んでもらえるような大会運営に努めていきたい。

地域スポーツの振興施策として、総合型地域スポーツクラブの設置を国と県で進めている。本町では、大内地区で H24.7.19 に設立された。地域スポーツの有効な振興手段であるので、他の地区においても、今後検討していく必要がある。

芸術文化事業

芸術文化事業としては、町外芸術鑑賞事業、巡回小劇場、文化団体の支援などを行った。

町内には文化ホールがないことから、優れた芸術文化にふれる機会を提供するために町外芸術鑑賞事業として、音楽・演劇・美術・落語鑑賞の 4 回実施し、59 名の参加があった。

また、巡回小劇場による演劇公演を丸森中学校で開催し、丸森中の生徒が優れた芸術を間近で鑑賞した。

丸森町総合文化祭や芸能発表大会などの支援を通して、文化団体の育成・支援を図った。成人講座から生まれた団体が文化協会に加入する動きも出てきており、講座は実施後も見すえて事業を考える必要がある。

文化財保護活用事業

文化財保護活用事業としては、文化財保護委員の配置、県及び町指定文化財の保存・伝承、遺跡包蔵地に関する調査などを行った。

文化財保護委員会では、文化財の管理、保全等に関することについて審議・検討を行った。

文化財の保存・伝承のためには、町民の理解が大切で、特に無形民俗文化財の後継者の確保が大きな課題であり、住民自治組織との連携が非常に重要である。平成 29 年度も民俗芸能鑑賞のつどいを開催した。全団体が参加し、民俗芸能団体の発表機会の確保、伝承保存に寄与することができた。

また、丸森町文化財友の会と共に、平成 29 年度は埋蔵文化財をテーマにして、文化財めぐりや文化財研修会を実施し、町の文化・歴史への興味を高め、

郷土理解に努めた。

町総合計画の基本方針「ふるさと学習を通して、郷土の理解を深め、郷土愛を持ったまるもり大好き人を育てる」ために発行した「丸森町子ども郷土誌」を活用し、子どもの郷土理解が進むように努めた。また、ふるさと学習を推進するために、任意団体と教育委員会が共催して行う「ふるさと学習バス事業」を6団体で実施した。

遺跡包蔵地については、開発に伴う法定手続きを進めると共に、長内遺跡の発掘調査を県文化財保護課の協力を得て行った。

指定文化財については、県指定3か所、町指定27か所あり、それぞれ団体に謝金を交付し、文化財の管理又は伝承に努めた。

まるもりふるさと館の平成29年度の利用者数は1,129名であった。町内の歴史的資産を展示している常設展示のほかに、企画展として「我が校から1枚絵画展」、「宮城輝夫絵画展」、「台町遺跡・台町古墳群発掘調査成果報告展」を実施し、小中学校、町民のふるさと学習、生涯学習活動を支援した。

小学校3・4年生を中心に行われるふるさと学習への対応として展示物の充実を図りたいところであるが、施設が狭いことから、将来を担う子どもたちを支援するうえで、他の場所での展示も検討する必要がある。

また、町の歴史文化を、資料を通して的確に説明できる施設であることから、ふるさと学習を進める場合の見学場所として積極的に活用していきたい。

平成29年度 教育に関する事務の管理及び
執行状況の点検及び評価（学校教育課関係）

点検・評価時期：平成30年12月

齋藤良治

学校教育課関係

学校教育目標の具現

教育委員会では、学校は、集団活動の中で一人ひとりの子どもが持っている能力を伸長させ、人格を陶冶し、将来生きていくための基礎基本を習得するための組織的、体系的に教育を行う場であると考えている。そこで、「学校教育は生涯学習の基礎を形成する役割」と位置づけ、教育行政を行っていることは、評価でき、今後もこのような基本姿勢を堅持して行ってほしいものである。

最近、社会のグローバル化、多様化、情報化、知識・技術の進歩・拡大等が加速度的に変化し、予測をはるかに超えて進展しているように思える。このような急激な社会的変化が進む中で現在の子供たちが社会に適応し、創造性を発揮し、豊かな社会の創り手の一員となるための人格の陶冶、資質、能力を育成することが学校教育に求められている。そのため、学校の現場においては、これら様々な要望に応えるため、施設設備の充実、教職員の資質向上、社会の変化に伴う児童生徒の変容、教職員・児童生徒の安全確保、保護者の教育に対する認識等様々な対応が求められている。教育委員会としては、このような学校教育の現状を的確に把握し、対応していくことが必要であると考えている。

丸森町では、平成27年度に教育施策の基本方針として「丸森町教育大綱」を策定している。第1は「学力の向上」、第2「ICTを活用できる環境整備、情報選択・活用能力の育成」、第3「国際化への対応」、第4「道徳心を培い、豊かな心と感性を育てる」である。教育の現状を踏まえ将来を見通した目標であり、教育大綱の具現化を旨として具体的な施策を推進してほしいと考えている。ただし、学校教育の原点は、時代が変わっても「人間対人間」の営みであることを再確認し、施策を実施することが肝要であると思っている。

学校教育目標の具現化の項目については適正であると評価し、目標達成のため今後も推進して行ってほしい。

学校教育について、次のような課題もあることを提起し、順不同であるが参考意見を述べる。

ア 少子化について

少子化、過疎化の問題は全国共通の課題である。丸森町では町内中学校の統合を図り、適正規模の中学校として「丸森中学校」が発足している。

しかし、少子化、過疎化にともなって、旧8ヶ町村に明治以来の伝統を持つ8つの小学校があり、どの地区も過疎化と少子化の影響が著しく、すべての小学校での児童数が激減している。丸森町は町域が広い上に、小学生は中学生とは異なり、身体的にも精神的にもまだまだ発達段階の途上にあり、児童の負担等を考慮すると、適正規模の児童数だけを理由にした対応には問題があると考えている。

かつて、小規模校のメリットとデメリットについて意見を述べた経緯があるが、小規模校の利点を子ども達の教育にどう生かしていくのか、現職の小学校教職員に求められているのではないかと考えている。小学校では複式学級が増加しているが、今後ともこの傾向は増加するとともに減少することはないと思われる。

教育は児童生徒一人ひとりに成立、定着するものであって、小規模校で学んだ体験も「生涯学習」の基礎になっていくことを忘れずに、学校教育を進めていってほしいものと考えている。

イ 小学校の英語教育について

丸森町では、時代の流れや国際化の影響もあって、ALT 2名を配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の育成、国際理解教育の涵養を図ってきている。

平成 23 年度から「新学習指導要領」の施行によって、小学校 5・6 年生の外国語活動が必修になっている。さらに、平成 32 年度から英語が教科になり、学習状況を評価すると報じられている。小学校では、教職員が全教科を一人の教員が指導しているが、英語の免許状を持っている教員であればいざ知らず、ALT を活用してもかなり問題があるのではないかと考えられる。教育委員会としてこの問題にどのように対応していくのか、専科教員の配置、教職員の研修等を踏まえ、計画的に施策を進めなければならない課題であると考えている。

国の教育方針であるからその方向に進んでいくものと考えられるが、日本人としてのアイデンティティを身に着けるための国語や先人の遺した歴史や文化・伝承が失われることのないようしなければならないと思っている。

ウ 教職員の勤務について

報道等によれば、社会的に働き方の問題が大きな課題になっている。ただし、現時点では教職員の場合には、特例法があって超過勤務は認められていない。最近の社会情勢によって、様々な問題が学校教育に求められていることが多くなっているように感じられている。さらに、環境変化、電子機器の普及もあって、児童生徒の生活様式が以前とは異なってきており、その対応が難しくなっていることも問題を複雑化させていると感じている。

本来的には、教育とは様々な活動を通して、教職員が児童生徒と直接触れ合い、人間対人間の信頼関係の構築、人間が人間を陶冶する営みであると考えている。

このような社会情勢や学校を取り巻く環境の変化によって、様々な現実的な問題に対して学校や教職員はかなりの時間を要しているのではないかと推測している。教育委員会としても教職員の勤務の実態を十分に把握し、適切な施策を講じなければならない課題であると思っている。

エ ICT教育について

ICT を活用した指導が強調され、学校現場でも学習指導に活用されていると思っている。ICT を使用することによって、児童生徒の理解を容易にし、児童生徒が I

ＣＴを使用して発表するなど、その効果は大きいものがあり、実績を挙げているものと思う。

ただし、ＩＣＴ機器を利用する場合の留意点として、映像・音声等バーチャル体験であることが多い。ＩＣＴで提示されたものが実体験と混同することのないよう十分に配慮する必要がある。

教職員がＩＣＴ機器を十分に活用し、実体験等を踏まえた指導ができるよう、校内研修や外部研修を通して指導力の向上に努めてほしいと願うものである。

現在の児童生徒は、学校教育とは別の時点で携帯電話、スマートフォン等の電子機器に依存している現実を見逃すことができない。子どものネット依存は大人のネット依存の影響であることは確かである。ネット依存という現象は「現代の社会現象」であると理解している。電子機器による通信は、目に見えない場所や操作によって行われ、便利である反面、いじめ、中傷などの問題も起こっている。直接対話のないコミュニケーションは、人間疎外の要因にもなりかねない両刃の刃であることを忘れてはならない。

ネット依存対応については、社会的な問題でもあり、かなり難しい課題でもあるが、教育委員会としては、児童生徒の電子機器使用の実態を把握しておくことが重要であると考えている。

オ 道徳心の向上と豊かな感性

「道徳」が教科になるとのことである。道徳心や豊かな感性を育てることは、人間教育の基本である。しかし、道徳の教科書だけでは不十分であると考えている。道徳心や豊かな心を育てるには、心を揺さぶる優れた文学・芸術作品、感動する自然体験や社会体験も重要であるといわれている。そのためには図書館、美術館、博物館等の外部機関を活用して直接体験の機会を是非作ってほしいものである。特に、最近の傾向として、児童生徒の読書離れが指摘されているが、各学校で心の糧となる読書活動を推進して欲しいと願っている。

指導上大事なものは、教師自らが感動することが基本であると思っている。教育に携わる者は、いつも児童生徒のモデルであることを認識し、人間が人間を陶冶するものであることを念頭に置き、児童生徒と接してほしいものと考えている。

最近、地震、津波、台風、集中豪雨等の災害が発生するたびにテレビや新聞等でボランティア活動が報じられている。一般国民が行政とは別に「困っている人を助けたい」という自発的な人間としての暖かさを顕す活動であると思う。被災者にとっては一生忘れられないことと思う。

児童生徒にボランティア活動をしなさいと強制することは難しい。しかし、日常生活の中で家族や身近なところにも「困っている人」「支援を必要とする人」「声掛けをしてほしい人」「寂しがっている人」「悲しんでいる人」等がいることを児童生徒に気付かせてやる必要があると思う。道徳教育では、人間としての基本的な価値を理解させ、身近なところで、子どものさりげない親切な行動が豊かな心を育てることにつながるという認識が大事であると思っている。

最後に、道徳が教科になった場合、その評価はどうなるのだろうかという危惧の念がある。

カ 社会教育との関連について

現在までの学校教育を俯瞰すると、社会教育との関連が希薄ではないかと感じている。かつて学校に「週5日制」が取り入れられた時、学校教育と社会教育が連携して健全な児童生徒を育成しようという目標があった。しかし、時代的な変化もあって、この目標は失われてしまったように感じている。地域社会で児童生徒の健全育成を図ろうとする機運が薄れてきているのではないかと感じている。

子どもは、家庭、学校、地域社会が一体となって初めて育っていくものと思っている。教育委員会としては、学校教育と社会教育の連携をどのように図っていくべきか、今後検討すべき重要な課題ではないかと思っている。

キ 児童生徒の安全確保について

東日本大震災時の安全確保については、大きな課題を残していることは周知の通りである。最近、地震、津波、台風、集中豪雨、異常気象等の災害が多発しているが、このような災害が常態化しているのが現実であると理解するのが重要であると考えている。災害が発生するたび、児童生徒の安全確保のマニュアルが問題になっているが、各学校で再検討する必要がある。児童生徒の安全確保は至上の命題であり、想定外の言葉は許されない。非常事態が発生した時、どのようにすればよいのか協議している時ではないのである。指揮・命令が確実に実行されなければ児童生徒の安全を確保できない。この事を職員がどのように理解しているのかが重要であり、児童生徒の安全確保が職員間で日常的な話題になり、共通の理解を図っておくことが重要であると思っている。

東日本大震災時の様々な安全確保、避難対応の事例が知られている。この教訓を十分に理解し、わが校にあてはめ、検討する必要があると感じている。

特別支援教育事業

特別支援教育については、平成19年度から法の施行によって位置づけられ、教育委員会では法の趣旨に基づき、児童生徒の障害の程度に合わせた特別支援事業を実施している。

現在は、医療、専門機関等による対策等の普及等によって障害の多様化が指摘されるようになっている。今までは、知的障害児の発見、指導に重点がおかれてきた傾向があったが、最近、従来は見落とされがちな発達障害児の問題が大きく取り上げられている。

「障害」とは、日常生活に支障があれば障害であって、支障がなければ「個性」であると考えている。特別支援教育とは、「特殊教育」ではない。一人ひとりの児童生徒の持っている障害を克服するための支援をし、一人ひとりの個性を伸ばしてやる教育の基本に関わる考え方であると思っている。

教育委員会では、このような基本的な考え方に立って、支援を要する児童生徒に対して障害や個性に応じた指導を行っている。その対策として、該当する学校に対して7名の教員補助者を配置している。是非今後とも継続して行ってほしい事業である。適切な対応であり今後も継続して行ってほしいと評価する。

特別支援教育については、小学校入学時の保護者の理解が非常に重要である。

特別支援教育は、「差別」ではなく、児童生徒の持っている個性、能力を十分に発揮させるための教育であることの理解を深めることが重要であると思っている。そのためには、現在実施している「幼保小中連携事業」は、障害の早期発見、早期対応等との点で重要であると考えている。今後とも継続、充実して行ってほしい事業であると評価している。

特別支援教育の趣旨は障害に応じた、個々人の成長を支援する教育であると換言することもできる。個に応じた指導は、障害の有無にかかわらず、一般の学習指導においても個々の児童生徒に対応した教育が基本であると考えている。このような特別支援教育の趣旨を教職員は十分に理解して、個々の特性や能力を生かす学習指導に当たってほしいものである。

要保護及び準要保護児童生徒等就学援助・就学奨励費事業

教育の機会均等の趣旨により、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品、修学旅行費、学校給食費等に対する援助を行い、保護者の経済的負担軽減を図っている事業である。また、特別支援教育を受けている児童生徒に対しても同様の支援を行っている。

平成29年度の要保護・準要保護児童生徒に対する支給総額は、5,547,269円、特別支援就学奨励費支給額は539,191円であった。

社会一般では児童生徒の貧困問題が取り上げられているが、この事業は法令で定められており、貢献度も高く、今後とも保護者の経済的な理由によって教育格差のないように努めていくことが重要である。今後とも継続して行ってほしい事業である。

生徒指導問題対策事業

児童生徒の健全育成と良好な学習環境整備のため、人的な面で教育委員会事務局に在学青少年教育相談員1名、県から派遣されているスクールカウンセラーを中学校に1名、小学校を訪問する者3名を配置している。さらに、スクールソーシャルワーカー1名を中学校に配置し、訪問する体制をとっている。

それぞれの任務は、児童生徒のカウンセリング、教職員や保護者に対する指導、助言を行い、生徒指導に関する問題の早期発見とその解決を行っている。在学青少年教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは連携を取り合ってこの事業を進めており、今後とも継続、充実して行ってほしい事業である。

特に、学校におけるいじめの問題が学校教育の課題になっているが、「いじめ防止対策推進法」の施行によって、生徒指導主任教諭、保護者、警察等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置している。なお、平成29年度には、重大事案の発生がなかった。今後とも継続して「いじめ事故」の発生することのないように努めてほしい。前

述しているが、電子機器によるいじめ問題もあるので、今後とも十分に留意してほしい事項である。

学校不適応児童生徒のために、管内市町の負担金で運営されている「適応指導教室」が白石市に設置されているが、平成 29 年度には丸森町内では該当者なかったので利用していない。昨年度も適応指導教室への当町からの利用者はなかったが、該当者がいないので利用しないのか、利用に不便で利用しないのか、管内全体で再検討する必要があると感じている。

外国語指導事業

学習指導要領の改訂、実施によって、小学校の英語教育についての考え方は、前述しているので省略する。

このような外国語指導の充実を図るため教育委員会としては、ALT 2 名を配置し対応している点は評価できる。平成 29 年度には、英語に慣れ親しんでもらうことを目的にして、小学 5・6 年生を対象にして、ALT と英語だけで生活しゲームやクッキング、寸劇などを行った「イングリッシュキャンプ」を 28 年度に引き続き実施しているが、特色ある事業であると評価している。参加者が 21 名とのことであったが、特色ある活動なので参加者を増加させる配慮が必要なのではないかと感じられる。評価できる事業なので、継続、充実してほしいものである。

平成 32 年度から小学校 3・4 年生の英語活動も必修化になり、5・6 年生は教科になる。町内の各小学校で行われている英語教育の実態を把握し、英語教育の課題を把握、分析する必要があると考えている。英語教育の小学校教員の指導力向上が大きな課題の一つであると思われるので、計画的な研修を通して推進していく必要があると思う。

通学対策事業

丸森町は、町域が広く、町民の居住地が散在している。利用できる公共交通機関は、阿武隈急行線の電車と一部民間委託しているバス路線があるのみで児童生徒の通学にはかなり難しい。徒歩・自転車通学も限られている地域だけという現状である。

このような現状をふまえ、町では通学の負担を軽減するため、公共交通機関を利用できる児童生徒の保護者に通学のための補助を行っている。平成 29 年度の実績は、小学生の定期券購入代 905,600 円（24 名）、小学生の通学補助金 107,000 円（9 名）、中学生の通学補助金 45,000 円（3 名）である。

町域が広く、公共交通機関が少ないため、遠距離通学の児童生徒のためにスクールバスを運行している。平成 29 年度の実績は、スクールバスを利用している児童生徒は、丸森小学校の羽出庭線、欠入線の 2 路線で中学生を含む 27 名（丸森中学校通学者 15 名を含む。）大内小学校では、青葉・黒佐野線、伊手線の 2 路線で 27 名である。中学校では、金山線、筆甫川平線、大内 4 路線、小斎線、大張線、耕野線の 9 路線で 127 名である。丸森中学校生徒の 42.8% が利用している。

スクールバスによる通学の割合が高くなっているが、小学校の分校統合、中学校の統合の影響もある。スクールバスの運行は、町の地理的な条件によるもので、費用対効果

を期待するものではない。今後とも、児童生徒の推移を検討しながら、適切に運用して
いってほしいものである。

なお、スクールバスの運行にあたっては、全バスにドライブレコーダーの設置と「丸
森町スクールバス運行管理マニュアル」を運行委託業者に配布し、児童生徒の安全確
保、災害時の対応、安全運転の励行を指導しているのは評価できる。スクールバスが多
いので、十分な配慮のもとに、児童生徒の輸送に努めてほしい事業である。

学び支援コーディネーター等配置事業

この事業は、平成 27 年度に策定した丸森町教育大綱の第 1 「児童生徒の学力向上」
の具現化を目標にした事業である。丸森子ども学び塾、放課後学習支援、夏期学習会を
開催し、元教員や町民を学び相談員として委嘱して平成 25 年度から実施している事業
である。

ア 丸森子ども学び塾は、全小学校の 5・6 年生を対象に土曜日の午前に開催した事業
である。平成 28 年度の実績は、年 35 回、参加児童 45 名、延べ 788 名の児童が参加
していたが、平成 29 年度には参加児童が大幅に減少しているようである。

町教育大綱に基づく学力向上のための丸森町の特色ある事業なので、参加児童数の
減少の要因を探り、対応すべきではないかと思われる。

イ 夏期学習会は、生徒の自学自習の支援、学習習慣の定着化、学力向上を目的にした
事業で、宮城教育大学等の学生の協力を得ている。

夏期学習会は、中学校の 28 年度の実績は、4 日間、延べ 597 名の生徒が参加して
いたが、29 年度の実績は、開催日数 1 日減の 3 日間、参加生徒数 382 名で 215 名の
減少である。

夏期学習会は、平成 28 年度から小学校でも開催している事業である。29 年度の実
績は下記の通りである。

丸森小学校、3 日間の開催、延べ 404 名の参加
金山小学校、3 日間の開催、延べ 25 名の参加
筆甫小学校、5 日間の開催、延べ 45 名の参加
大内小学校、4 日間の開催、延べ 253 名の参加
小斎小学校、3 日間の開催、延べ 89 名の参加
館矢間小学校、2 日間の開催、延べ 130 名の参加
大張小学校、8 日間の開催、延べ 51 名の参加
耕野小学校、7 日間の開催、延べ 53 名の参加

各小学校の 5・6 年生の児童数が異なるので単純な比較はできないが、所期の目標
を達成するため今後も継続してほしい事業である。

夏期学習会に参加した児童生徒のアンケートによると、学習しようとする意欲が感
じ取られ、丸森町の特色ある事業として評価でき、今後も継続・充実して欲しいと願
っていると願っている。

ウ 放課後学習会は、丸森、金山、耕野の3小学校で実施し、29年度の実績は下記の通りである。

丸森小学校、180日間の開催、延べ2,844名参加

金山小学校、146日間の開催、延べ2,682名参加

耕野小学校、163日間の開催、延べ1,286名参加

放課後学習会は、児童が帰宅しても家庭に家族がいない児童のための事業と考えられる。強いて「学習会」とするならば、放課後の児童の学習指導をすることのできる指導者の配置が必要である。むしろ、児童生徒が家庭に帰った時に行う「予習・復習、宿題」をする「家庭での学習習慣」を定着させる役割が大きいのではないかと考えられる。このように考えれば、指導者としての町民の支援を受けやすくなるのではないかと思われる。

再検討の余地があると考えられる。

エ 丸森子ども学び塾

小学生を対象に5月から3月まで年間35回開催し、会場は、丸森町役場を中心に行った事業である。学習内容は、国語、算数の学習、教科以外に学習内容が実験、ALTによる英語学習、町内の史跡巡り等々多岐にわたっていて、この事業の目的が不明瞭である。

構想・発想は評価できるが、学習内容が多岐にわたっている。会場が役場一か所では参加者児童が丸森、館矢間に集中するのは当然の結果である。他校の児童にも公平に参加できる事業にする必要がある。

提言であるが

(ア) あれもこれもでは何を学習し、子ども達に何を身につけさせたいのかよく分からない。学習内容を焦点化する必要がある。

例えば、昨年発行した「丸森町子ども郷土誌」を活用した郷土の理解に焦点化するとか、学習内容を再検討することが必要と思う。

(イ) 学習の会場が役場だけというのではなく、スクールバスを利用し、各小学校を会場とし、各地区巡りをすることも可能であり、参加する児童の不公平さを解消できるのではないかと考えられる。再検討する必要があると思う。

(ウ) 学習するための相談員不足の課題であるが、社会教育との連携が必要である。この事業を学校教育課管轄という縦割りの発想でなく、役場には、様々な部署があり、専門家もいる。社会教育部門も考えれば町内の多くの人材を得ることができるのではないかと考えている。再検討してほしい。

以上、学び支援コーディネーター等配置事業についての意見を述べたが、この項目は非常に読みにくい。例えば、事業ごとに目的を明示し、表をつくり、前年度の実績との比較ができるようにするとかの標記上の工夫が必要であると考えられる。

幼保小中連携事業

一般的に小学校、中学校の入学時に児童生徒が進学先の学校に対して、環境、学校の組織、制度の変化に抵抗感を持つといわれている。さらに、児童生徒一人ひとりの個性、能力の伸長、発達段階を考慮した時、それぞれの進学した学校にスムーズに適應していくことが求められている。このような状況を考慮した時、幼保小中連携事業は、極めて有効な事業であると考えている。幼保小中連携専門職員を配置し、各幼稚園・保育所と小学校、中学校の対応を含め、情報の共有化、連絡調整を図ることは意義深いものがあり、評価できる事業である。

各機関の連携を図るため懇話会を設置し、宮城教育大学副学長を助言者として町保育所長、たんぽぽこども園長、町内各小中学校長、各学校PTA代表者、学識経験者を構成メンバーとして、年3回開催している。各幼保、小中学校における取り組みや課題を話し合い、連携し、共通理解を深めることができた。

今後も幼児や児童生徒の状況等の課題や問題点を話し合い、幼児や児童生徒が進学した学校にスムーズに適應していくよう事業の充実、強化を図ってほしいものである。

この事業についての教育委員会の具体的な評価はないが、地域に根ざした事業として評価される。

学校給食センター運営事業

学校給食は、児童生徒に対して安心安全で栄養面を考慮した食を提供すると共に食育に関する指導を行う場である。

平成29年度の実績は、町内の小学校8校、中学校1校の児童生徒に昼食を提供している。給食センターの調理稼働日数は191日、提供食数は174,360食であった。

給食センター業務のうち、調理業務と配送及び設備の保守点検は民間業者に委託し、それ以外の業務は直営である。

給食センターは、昭和52年度に建築され、昭和53年度から給食を提供しているかなり老朽化している建物であり、調理する機械類も更新、修繕をしながら運用している現状である。調理室の床は、湿式であったが、衛生面で問題があるので、衛生的な乾式に準じた運用を行い、衛生面でも配慮している。

施設設備はかなり老朽化しているので、新築にはかなりの予算も必要なので、長期的な構想のもとに新しい給食センターの建設を考える時期にきているのではないかと考えている。

給食で問題になっているのが、児童生徒の食物アレルギーがある。平成27年度に一部改訂した「丸森町学校給食食物アレルギー対応の手引き」を全校に配布しているので、各学校ではこの対策に従って、児童生徒の現状を把握し事故のないようにしてほしい。

最近、学校給食が子どもの発達段階でカロリー不足ではないかという指摘がされているので、丸森町の学校給食の栄養・カロリー摂取状況も記載する必要があると思う。

原発事故発生以来、食材、調理した給食の放射能検査を継続して実施し、安心・安全な給食の提供に努めている。給食の放射能検査の結果はホームページで毎日公表し、不安のないように努めている。

今後とも食の安心・安全な給食と食育指導に留意し、児童生徒の健康づくりに努力して行ってほしいものである。

老朽施設であるが、委託業者や職員の努力・工夫によって事故なく運営していることを評価するが、限度があるのではないかと感じている。

平成29年度 教育に関する事務の管理及び
執行状況の点検及び評価（生涯学習課関係）

点検・評価時期：平成30年12月

鈴木悦郎

生涯学習課関係

生涯学習振興事業

公民館がまちづくりセンターとなり、指定管理制度となってから8年になる。

公民館時代と比較してみると住民が地域の課題解決に向かって活動し、学習に、仲間づくりに、ふるさと理解に自ら行動するなど、各種団体も自主的運営に向かっていることは喜ばしいことである。

これらは、これまで町が生涯学習を推進してきた成果であることはいうまでもない。特に、各行政区に委嘱されている生涯学習推進協力員の活動、出前講座の実施、文化講演会を含む生涯学習推進町民のつどい、生涯学習情報の提供、公民館に代わった自治組織が、それぞれの地区の特色を活かした生涯学習事業を展開しているからと考える。

それらを証明するように、こうした制度や事業に啓発、影響を受けたと感じている住民、団体のリーダーは少なくない。また昔から、学校教育と社会教育は“車の両輪”といわれてきたが、人的、経済的にも学校教育の車輪が大きかったことはいうまでもない。これらの溝を埋める一つの方法として、連携、融合を図り、効果的な事業を展開するために実施されている協働教育推進会議、地域学校協働活動推進事業などで資料、情報等の提供を受けて指導内容が充実したと語る教員も少なくない。

このように、生涯学習を推進することによって住民自ら積極的に活動、学習するようになるなど、住民の中に変化がみられるが、これをさらに助長し、発展させるためには、それを進める行政側の取り組み方に係わるのが大きいものと考ええる。

生涯学習は教育行政、文化行政といった分野はもとより、企画、農林、福祉、保健、観光など、教育行政以外の学習機会ならびに民間教育事業の支援を含めた総合行政であり、それぞれをいかに連携するかがポイントであるといわれている。そのために担当しているのは教育委員会であるが、本部長は町長なのである。少なくとも社会教育＝生涯学習ではないということを、本部を中心に行政全体で共通理解をすることが大切である。

社会教育行政と生涯学習行政の違いをみると、次のようなことがあげられている。

所掌行政の範囲は

「社会教育は教育行政で学校教育を除く、生涯学習は総合行政で学校教育を含む」
学習援助の対象者は

「社会教育は組織的な教育活動であり、生涯学習は個人学習を含める」

政策推進の観点

「社会教育は学習環境・条件の整備充実であり、地域との関連を重視する。生涯学習は学習援助システムの構築であり、個人の学習目的への対応」

学習活動については

「社会教育は学習目的を重視、生涯学習は学習と遊びの無境界化」

教育委員会では理解していても、庁舎内全体で共通理解もなく、生涯学習＝社会教育と捉えられては、十分な生涯学習の推進は図れないと考えるし、教育委員会の負担が重くなるばかりである。

生涯学習課を立ち上げる際は、1年間かけて庁舎内の各種教育的事業、町内集落ごとの施設、団体などを調査し、これらを重複しないで効率よく実施でき、住民がサービスを受けることができるよう本部を中心に議論し、スムーズにスタートしたとみえたが3～4年で“生涯学習＝社会教育”と捉えられるようになった経緯がある。

昨今、区長文書で各課の行う学習活動の案内をたびたび目にするが、似たような内容のものもある。こうしたものも、生涯学習推進本部として調整して年間事業にすると、経費、人的面でも節約できるのではないかと考える。

家庭教育事業

家庭教育については、PTA、子ども会育成会などと共催した事業、各まちづくりセンターで開催した母親交流、世代間交流、親子活動などが実施されている。連携事業が成功しているのは、教育委員会事務局とPTAとの連携がうまくいっているからと思われる。管内では、丸森町はPTAとの関係がよい、と評判になっているからである。

また、親を対象とした「読み聞かせ講座」も開催されたようである。参加者が少なかったとあるが、子どもとのふれあいを得るチャンスとなるもので、的を射た事業である。開催方法などを検討して、是非、続けていただきたい事業である。

家庭教育は“教育の基”ともいわれ、人格形成の基礎舞台であり、親と子のふれあいをどのようにすべきか？など、親自身の学習の場である。子どもの数も減り、従来のような学習活動は範にはならないと思うが、親と子が地域社会とどのように関わっていくか、地域社会も親と子にどのように関わっていくか、なども考慮した事業展開が必要になってくるのではなからうか。

少年教育事業

少年教育については、子ども会育成会の支援、ジュニアリーダー養成、かにっこボランティアサークル支援、それに今回は台風で中止となったという「山の子キャンプ」などの事業と、放課後子ども教室推進事業、子どもの学び支援事業、少年講座などが実施されている。

「子ども会育成会の支援」「ジュニアリーダー養成」「山の子キャンプ」などは、社会教育では指導者養成、団体育成事業にあたると思うが、「放課後子ども教室推進事業」「子どもの学び支援事業」「少年講座」は学校、地域などと連携して継続的に行われている学級、講座的事業である。内容をみると学校教育だけでは体験できないものが組み込まれていて、子どもたちにとっては素晴らしい体験学習であったものと考えられる。

子ども会活動も子どもの人数が減少し、それに伴って会も減り、事業の縮小など、組織そのものが弱体化しているようである。かつては15～20人規模での単位子ども会を目標に、これ以上になると同集落でも二つに分けて組織した。

「山の子キャンプ」は、“インリーダー養成も兼ね、ジュニアリーダーの指導力向上を目指す舞台でもある。参加した小学生は、ジュニアリーダーの活躍をみて、中学生になったらジュニアリーダーになろうとジュニアリーダー初級研修会に参加する動機をつくる山の子キャンプである”と据えている。こうした一連の関連性をもたせての事業実施は素晴らしいことである。是非、継続して実施してほしい。

青年教育事業

かつて青年教育は、社会教育の中では中心的な事業であった。青年の数も多く、青年団(会)・4Hクラブ・機能集団などが、ふるさとの未来を夢見て活動していた。

昭和50年代後半から青年の組織が弱体化し、社会教育の舞台から青年の姿が消えていったのである。

青年が減り、青年団体がなくなっても、町の将来を託すのは青少年であることに変わりはなく、次代を担うのは若者、青年であることは事実である。町として形は変わっても“ふるさとの次代を担う青年”に行政の手をさしのべることが、住みよいふるさとづくりを目指すことでもある。

「はたちの記念事業」「成人式」「仙南青年文化祭への参加事業」の3つの事業が実施された。「はたちの記念事業」は、成人を迎える中から実行委員を募り、記念パーティーを企画実施するというもので、これを機に青年リーダーを養成しようと捉えている。

平成26年度には名称もでき、地域活動にも取り組んだという、青年団体としての成長に期待したい。また、近い年度の3～5年の実行委員の交流などを行い、グループ化へ向けての機会をつくることができないか、考えてはみてはどうだろうか。

「仙南青年文化祭への参加事業」は、青年団体が減少する中でこの事業をきっかけに青年教育の足がかり、青年組織の誕生に期待して管内の社会教育主事が提案し、各市町の教育委員会と教育事務所が共催で開催しているものである。諦めないで継続実施をしてほしいものである。

成人教育事業

教育委員会としては、「齋理蔵の講座」「やさしいアクリル絵画入門」「ふるさと学習事業・ふるさと学習バス」を実施した。他は、各まちづくりセンターで開催された「成人講座」である。

「齋理蔵の講座」は、東北大学と連携して毎年開催されている。移動特別講座を取り入れての講座は、専門的なことを楽しみながら学べると受講生からも評判がよい講座の一つである。

「やさしいアクリル絵画入門」は、組織化を支援して平成29年度で終了とのことである。本来こうした事業は、教育施設の実施機関である公民館などが実施すべき事業であろう。本町では公民館を廃止したので、中央公民館で実施すべき事業を教育委員会が担うことになったので実施したものと考える。教育委員会にそれらに対処できる体制が整っていればよろしいかと思うが、従来体制で中央公民館の事業まで担うのは大変だろうと察する次第である。

「ふるさと学習事業」は、出前講座と共に自主学習の典型的な事業である。この事業を企画立案した教育委員会に敬意を表したい。行政区、集落の小団体でも実施して効果をあげている事業で、生涯学習推進協力員の活躍が期待される事業でもある。

女性教育事業

「着物レッスン」「お料理教室」が教育委員会の事業として、また、各まちづくりセ

ンターでも婦人会などと共催で各種講座を実施したようである。

「着物レッスン」「お料理教室」は、成人講座の「やさしいアクリル絵画入門」と同じく公民館など教育実施機関で行う事業と考える。

団体への指導・育成は、社会教育担当職員にとって重要な職務の一つと考える。社会教育担当職員は、“団体とはつかず離れずが望ましい”といわれている。何もかにも行政ベッタリでは自主団体とはいえず、反対に自主的に活動している団体の場合は、担当者の接触もないので、どんな活動をして、どんな問題を抱えているのかなど、掌握できないと指導助言を与えることができない。この点、教育委員会では婦人団体に対して適切な指導助言を与えていると思われる。

婦人団体ばかりではないが、各地区の社会教育団体は後継者不足、運営技術不足で悩んでいる団体が多いようである。地区では、こうした団体への指導助言ができない状態ではないだろうか。間接的でもよい、教育的配慮の指導助言が急務と考える。

高齢者教育事業

教育委員会の事業では、「はつらつ学園」69名の受講生で年6回の学習会、述べ339名の出席であった。受講生は企画から参加し、受付を担当するなど役割分担をして自主性を取り入れ運営している。

各まちづくりセンターでは、健康、ふるさと学習などをテーマとして「高齢者教室」「高齢者のつどい」の名称で実施しているが、計画するにあたり、内容と講師を代えるだけの前年度踏襲、または受講者の要求課題のみで計画するなど、教育事業としての配慮が足りないようである。まちづくりセンター職員に対する教育委員会の指導が必要と感ぜられる。

高齢者団体も後継者難や運営技術について悩んでいる団体が見受けられる。老人クラブ等は社会教育団体ではないと思うが、まちづくりセンターでは適切な指導助言をするところは少なく、地域の団体育成の意味からも専門的アドバイスが必要と思われる。

社会体育事業

青年、成人の競技スポーツ活動が減少しているという。それらに代わって高齢者のグラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンクなど、ニュースポーツと呼ばれるものが盛んになっている。これらは、スポーツ推進委員の活動が大きな力になっているようである。今後も地域のスポーツ振興に、このスポーツ推進委員の活躍を期待したい。

地域のスポーツ振興に関しては、誰でも、どこでも、手軽にできる体力づくり、というような視点からのスポーツ振興策も必要ではないだろうか。ジョギングやウォーキング、仲間が集まって手軽にできるニュースポーツなどの普及推進も大切である。

こうした点からも、実施している「ニュースポーツの体験紹介コーナー」や「会報の発行」、地区協議会等との連携によるニュースポーツの普及推進に努力されたい。ウォークラリーなども大会だけでなく、従来のように団体の仲間づくり、研修会や親睦融和のために活用できるような指導をお願いしたい。

芸術文化事業

「町外芸術鑑賞事業」に参加している方から、「優れた芸術文化にふれる機会をつくっていただき、本当に助かっている」という声を聞いた。今後も「巡回小劇場」と共に、こうした優れた芸術文化にふれる機会をつくり、鑑賞マナーも学んでもらうことが大切と思うので継続されたい。

図書館・図書室の整備充実については、できれば将来、司書を置く本格的な図書館の設置が望ましいが、まずは現在ある施設の整備充実に努めることが大切である。

読書活動の推進を図るために、読み聞かせ会や朗読会、昔話を聞かせる会など、子どもや親、住民を対象とした種々の事業の継続実施、そしてレファレンスサービスにも力を入れるべきである。

特徴のある図書館づくりを目指し、例えば郷土史に関するもの、養蚕に関するもの、ふるさとの植物に関するものなど、専門的、重点的に資料を収集し、に関して「スペシャリストの図書館」となるように期待したい。

今後も、ふるさとの視聴覚教材の自作制作活動を奨励し、制作者への支援に努められたい。

町内の自作視聴覚教材は、学校教育、社会教育あわせて20本以上はあると思う。これらの活用推進を図られたい。学校教育、社会教育とも担当者が代わるので、利用推進のためには3～5年位の周期で自作視聴覚教材一覧表などを案内することが必要である。

文化財保護活用事業

「文化財の保存・活用のためには、町民の理解が大切・・・」とおさえて事業を実施している。文化財にふれる場の提供、ふるさと理解のために実施された「民俗芸能鑑賞のつどい」や「文化財めぐり」、「文化財研修会」、まるもりふるさと館で開催された常設・企画展示などを継続実施すると共に、「子ども向け郷土誌」の活用を図るなど、ふるさと学習を通して郷土理解を深め、郷土愛を持ったまるもり大好き人の育成に努めていただきたい。

今後は、古文書や古い写真、合併前の町村資料や絵画などの郷土資料の存在を調査して把握するなど、郷土理解のための貴重な文化財資料の散逸を防ぐ方策も急いで講じる必要がある。

終わりに

冒頭で“公民館からまちづくりセンターになった”ことを記し、種々述べた本文の点検、評価でもふれたが、“公教育”という点から、“公民館からまちづくりセンターになり”感じることを述べてみたい。

公民館は教育施設であり、実施機関として次のことを法的義務としていた。

ア 公民館が主体となり、事業を開催〔学級・講座・教室・つどい・行事など〕

イ 公民館を拠点としている各種団体、機関との連絡調整〔助言指導も含む〕

ウ 公民館の施設、設備を公共の利用に供する〔施設貸与・資料・図書提示・マナー指導〕

まちづくりセンターとなった現在、こうしたことをしなければならない法的規制はな

く、教育委員会としては“ そうした方が、事業効果があがりますよ ” とでもいうべきか。

アについては、公民館時代と同じように実施されているが、企画運営に教育的配慮が不足しており、地区民の要求課題のみで計画されているように感じられる。町・地区・団体としての必要課題を折り込むことが必要である。

イについては、指導助言を含んだ連絡調整はしていないところが少なくない。

ウの施設設備の貸与はしているが、施設利用者が自然に感じるマナー指導など、例えばお互い挨拶をしましょう、ドアは静かに開閉をなどと表示で指導するとか。こうした配慮をしているところも少ないように感じられる。

このような点が全地区のまちづくりセンターで感じられるという訳ではないが、教育委員会のアドバイスが必要である。また、各種団体の運営に関する悩みなどに対応すべきである。回答するというのではなく、「それはどこの課へ、図書館へ、あるいは」Aへ相談したらどうですか」などの対応はすべきであろう。そうでないと、地区民は町役場まで行かなければ相談できなくなる。公民館が小学校区に設置されていたのは、“ 下駄履きで行ける場所、顔見知りのエリア内 ” ということである。

今後、“ 教育的配慮、社会教育的手法をまちづくりセンターの運営にどのように取り入れていくか ” が大きな課題であろう。